個人道民税の寄附金税額控除に係る事務の取扱いについて

(※個人道民税と個人市町村民税を合わせて、一般に個人住民税と呼びます。)

1 個人道民税の寄附金税額控除の対象

(1) 対象寄附金

所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金(国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。)のうち、道内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金が対象となります。

(2) 対象寄附者

(1)の対象寄附金となる寄附金を支払った個人の方で、<u>当該対象寄附金を支出した年の翌年の1月1日現在</u>北海道内に住所を有する方が、個人道民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

※ 市町村民税の税額控除の対象となる寄附金は、それぞれの市町村の条例で定めることとされています。

2 寄附金税額控除額の算出方法

次により算出した金額が、個人道民税所得割額から税額控除されます。

個人道民税の寄附金税額控除額 = (貴団体(法人)に支払った寄附金額-2千円)×4%

平成成30年以後に指定都市(札幌市)が個人住民税を課税する場合における控除割合は、 次のとおりとなります。

個人道民税の寄附金税額控除額 =(貴団体(法人)に支払った寄附金額-2千円)×2%

【参考1】※1

個人市町村民税の寄附金税額控除額=(貴団体(法人)に支払った寄附金額-2千円)×6% 個人市町村民税の寄附金税額控除額=(貴団体(法人)に支払った寄附金額-2千円)×8% ※2

- ※1 貴団体(法人)に対する寄附金が市(町村)の条例で指定されていない場合には、個人市町村民税の 寄附金税額控除の適用はありません。
- ※2 平成30年以後に指定都市(札幌市)が個人住民税が課税する場合における控除割合

3 寄附金を受けた場合の寄附金受領証明書等の交付

個人道民税の寄附金税額控除の対象寄附金を受けた場合には、寄附者に対し、次の①から③までの事項を記載した寄附金受領証明書(領収書)を交付してください。

- ① 寄附者の住所及び氏名
- ② 受領した寄附金の額
- ③ 寄附金を受領した年月日

- 4 寄附金受領後の寄附者に対する周知事項 寄附者に対して、次の①から⑤までの事項について、周知してください。
 - ① 個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があること(この場合、下記②の市町村への申告は不要です。)。
 - ② サラリーマン又は年金所得者で、<u>所得税の確定申告書を提出せず、個人住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする方</u>の申告(貴団体(法人)に対する寄附について、市町村民税の寄附金税額控除の対象とならない場合の申告を含みます。)については、寄附金を支払った年の翌年1月1日現在の住所地の道内市町村に対する<u>簡易な申告によることができる</u>こと(この場合、所得税の寄附金控除は適用されません。)。

なお、当該簡易な申告は「寄附金税額控除申告書(一)」(別紙1)により行いますので、寄 附金を受領した際には、寄付者への寄附金受領証明書(領収書)の交付と併せて、当該申告 書の様式及びその記載例(別紙2)や、必要な事項を記載又は印字した寄附金控除申告書(作 成例は別紙3を参照)を交付するなど、寄附者の申告に係る負担の軽減にご協力ください。

- ③ 上記①及び②の申告について、その期限は寄附金を支払った年の翌年の3月15日(閉庁日の場合は翌開庁日)までであり、申告の際には貴団体(法人)が交付した寄附金受領証明書(領収書)が必要であること。
- ④ 寄附金を支払った年の翌年1月1日前に、寄附者が道外に転居した場合、転居先の都府県において貴団体(法人)に対する寄附金の条例指定がされていないときは、個人都府県民税の寄附金税額控除の適用はないこと。
- ⑤ 寄附時の住所地の都府県が貴団体(法人)に対する寄附金を条例指定していない場合であっても、寄附金を支払った年の翌年1月1日前に道内に転居した場合は、個人道民税の寄附金税額控除の適用があること。

【参考2】

※ 申告において、個人道民税と個人市町村民税の両方の寄附金税額控除の適用を受けようとする場合、 それぞれ別に申告する必要はありません。1通の申告書で、個人道民税と個人市町村民税の両方の控 除に係る申告を行うことができます。

5 寄附者名簿の作成及び保存

道内に住所を有する個人の方から寄附金を受けた場合は、別紙4の様式を参考に、寄附者の住所、氏名、寄附金額及び寄附金を受領した年月日の一覧(以下「寄附者名簿」といいます。)を暦年ごとの道内の<u>市町村別に作成し(作成例は別紙5を参照)、各市町村の住民税担当課に当該市町村分の</u>寄附者名簿を翌年3月15日までに送付してください。

また、作成した寄附者名簿は、7年間保存してください。

【参考3】

個人道民税の寄附金税額控除は、貴団体(法人)に対する寄附金を条例指定していない道内市町村に住所を有する寄附者についても適用されますので、個人道民税の寄附金税額控除に係る寄附者名簿については、寄附者が住所を有する道内市町村のすべてに対し、当該市町村分の寄附者名簿を送付してください。

【参考4】

個人道民税の課税処理は、市町村が個人市町村民税の課税処理と併せて行いますので、<u>道への寄附者</u> 名簿の送付は不要です。

【参考5】

貴団体(法人)に対する寄附を控除対象と定めている市町村分の寄附者名簿については、道民税分と市町村税分をそれぞれ作成し、当該市町村に送付してください。

② 詳しくは、道税ホームページ『個人道民税の寄附金控除について』に掲載しています。 北海道 寄附金 検索

(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/tax/kifukin.htm)

- 上記サイトから各種様式がダウンロードできます。
 - ・寄附金控除申告書 ・寄附金受領証明書 ・寄附者名簿 ・送付先市町村一覧など
- ◎ 問い合わせ先

北海道総務部財政局税務課納税推進グループ

電話 011-204-5061 (直通)

FAX 011-232-3798

e-mail somu.zeimul@pref.hokkaido.lg.jp

平成 年度分 市町村民税 寄附金税額控除申告書(一)

平成	年 月	日殿		整理	番号				
				フリ	ガナ				
住 所									
				氏	名				印
平成年				生年月	日	明・大 昭・平			
1月1日 現在の住所				電話番	:号				
* +>+ +	*治年由1ヶ州	* Ø 1 3× i	・ 2 ナズのいずねっ			士山)た	しゃみ	T.0.	関 ア

現任の任所					電話番号					
あなたが前年 必要な事項を記			でのいずれ	かに該当す	「る寄附金	を支持	出したと	ときは、	下の欄	に
1 都道府県、市	町村又は特 寄	:別区に対 [*] 附	<u>する寄附金</u> 先		<u> </u>		 附	<u>金</u>	 額	
										円
				計						
2 住所地の道府	県共同募金 寄	:会又は日: 附	<u>本赤十字社</u> 先	の支部に対	けする寄除	<u> 金</u> 寄	附	金	 額	
	ΗJ	- H1.1	<u> </u>			ΗJ	11.7	<u>717'</u>	15	円
				計						
3 住所地の都道 (注) 認定特定非営 以外の特定非	利活動法人	以外の特定	非営利活動法	人に対する	寄附金は除	きます。				
を市町村長に 寄	<u>提出してく</u> か 附	<u>ださい。</u> 先		指定区	分	寄	附	金	額	

を市町村長に提出してください。							
寄 附 先		指定区分	寄	附	金	額	
		都道府県					円
		市区町村					
		都道府県					
		市区町村					
		都道府県					
		市区町村					
		都道府県					
	計						
		市区町村					

平成 年度分市町村民税·道府県民税寄附金税額控除申告書(一)受付書

住	所		受付日付印
氏	名	殿	

寄附をした方が市町村に申告するときの記載例

1 都道府県 市町村又は特別区に対する客附金

【作成例:道民税及び市町村民税の両方が適用になる場合】

※寄附をした	<u>年の翌年の1月1日時点で居住している市町村の長あ</u>	てに	申告して	ください。		
平成 〇〇年	三〇〇月〇〇日	整理	里番号	※この欄は記	記載しないでく	'ださい。
(◎◎ 市長 殿					
		フ!	リガナ	ホッカイ	タロウ	
住 所	◎◎市▲▲▲1丁目1番1号					
	※申告する日における住所を記載してください。	月	名	北海	太郎	印
T+00#				興・大		
平成○○年	※ 寄附をした年の翌年の1月2日以降に転居	生年	三月日	(昭)平	00.00	$\cdot \circ \circ$
1月1日	された場合は、1月1日時点の住所を記載し					
現在の住所	てください。	電話	5番号	XXX	X-XXX-XX	XX

あなたが前年中に次の1から3までのいずれかに該当する寄附金を支出したときは、下の欄に 必要な事項を記載してください。

<u> </u>					
寄 附 先	寄	附	金	額	<u> </u>
19 117 / 2	1.4	1114		721	円
					1 1
計					
<u> </u>					
2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対す	「る寄附金				
寄 附 先	寄	附	金	額	
, , =					円
					1 3

- 3 住所地の都道府県、市町村又は特別区の条例で指定された寄附金
 - (注) 認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金は除きます。認定特定非営利活動法人 以外の特定非営利活動法人に対する寄附金は別途「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書(二)」 を市町村長に提出してください

を印明が文に延山してくたさい。						
寄附先		指定区分	寄	附金	額	
		都道府県				田
□□法人 △△△△会		屯区町村		100,	$0 \ 0 \ 0$	
		都道府県				
		市区町村				
		都道府県				
		市区町村				
		都道府県		100,	0 0 0	
	計					
		市区町村		100,	$0 \ 0 \ 0$	

------ (切り取らないでください。)

平成〇〇年度分市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書(一)受付書

住原	②◎市▲▲▲1丁目1番1号	
氏	北海 太郎	

【作成例:道民税及び市町村民税の両方が適用になる場合】

平成	年 月 日 ◎◎ 市長 殿	整理番号			
		フリガナ			
住 所	◎◎市▲▲▲1丁目1番1号				
		氏 名	北海	太郎	印
亚比〇〇年			明・大		
平成〇〇年		生年月日	昭・平	•	•
1月1日					
現在の住所		電話番号			

あなたが前年中に次の1から3までのいずれかに該当する寄附金を支出したときは、下の欄に 必要な事項を記載してください。

1	都道府県、	市町村又は	特別区に	対する寄	附金					
		寄	附	先		寄	附	金	額	
										円

計

2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

4	住川地の追肘県共同券金芸又は日本亦十子任(4)	又削に刈り	つ 前門	小金				
	寄附先			寄	附	金	額	
								円
				•	•	•	•	
		計						

- 3 住所地の都道府県、市町村又は特別区の条例で指定された寄附金
 - (注) 認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金は除きます。認定特定非営利活動法人 以外の特定非営利活動法人に対する寄附金は別途「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書(二)」 を市町村長に提出してください。

211. 111X(E)EB 0 (\(\)(EC \) 8						
寄附先		指定区分	寄	附金	額	
		都道府県				円
		屯区町村		100,	000	
		都道府県				
		市区町村				
		都道府県				
		市区町村				
		都道府県		100,	0 0 0	
	計			•		
		市区町村		100,	0 0 0	

----- (切り取らないでください。)

平成〇〇年度分市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書(一)受付書

住	所	◎◎市▲▲▲1丁目1番1号	受付日付印
氏	名	北海 太郎	

平成 年分 寄附者名簿

条例	指定団	団体等の名称 務所の所在地		
主たん	る事務	所の所	在地	
電	話	番	 号	

都・道・府・県 分 市・区・町・村

平成 年 月 日~平成 年 月 日

			平成	牛 /	月日~平成	牛	-	月	Þ	
氏	名	住	所		寄附金額				を受	
					.,,,,,		し	た	月	日

- (注) 1 寄附者氏名は五十音順でご記入ください。 2 寄附者の居住する市町村ごとに作成し、各市(町村)の住民税担当課に提出して ください。

平成◇◇年分 寄附者名簿

条例指定団体等の名称 □□法人 △△△△会 主たる事務所の所在地 ◎◎市△△△1丁目1-1 電 話 番 号 ×××-×××-×××

北 海 都 (道) 府・県 ○ ○ 市 (区) 町・村

平成◇◇年1月1日~平成◇◇年12月31日

十成◇◇十1万1日・十成◇◇十12万51日								•
氏	名	住	所	寄附金	額	寄附金した		領日
北海	太郎	◎◎市▲▲▲町1	丁目2番3号	50,	0 0 0	平成< 4月	◇◇年 1 日	Ξ
西野	次郎	◎◎市□□□町4-	丁目5番6号	70,	0 0 0	平成< 7月	◇◇年 1 日	Ē
白石	三郎	◎◎市■■■7丁	目98番地	30,	0 0 0	平成< 1 0 月	◇◇年 15	Ξ.
L		l				L		

⁽注) 1 寄附者氏名は五十音順でご記入ください。 2 寄附者の居住する市町村ごとに作成し、各市(町村)の住民税担当課に提出してください。